

日弁連人1第788号
2020年（令和2年）10月29日

様

日本弁護士連合会人権擁護委員会
委員長 川上詩朗



人権救済申立ての件について（通知）

2020年9月28日受付の貴方からの人権救済申立てについて、当委員会において慎重に検討した結果、本件については、当委員会としては取り扱うことができないとの結論に至りましたので、通知いたします。

なお、当委員会にお送りいただいた申立書等は原則として返送しておりません。もし、返送が必要な書面がございましたら、お手数ですが、本通知から3か月以内に書面にて御連絡くださいますようお願いいたします。